

地域クラブ活動に申請する団体が必ず確認していただきたい資料

地域クラブ活動の申請手続きを進めるにあたり、地域クラブ活動とはどのような団体なのか、確認のためこの文章を作成しました。お読みください。

1. 地域クラブ活動の意義とガイドラインが設定された背景

地域クラブ活動とは、学校部活動を地域移行したときに部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、受け皿となる団体です。

学校部活動で目指すべき点（教育的意義）はいろいろあると思いますが、例えば、

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図る。
- ・生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- ・バランスのとれた心身の成長・発達を促す。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図る。

といったことが挙げられます。（※平成 30 年ガイドライン参考）

ただ、一時、部活動の勝利至上主義の考え方や行き過ぎた指導によって、生徒の心身の健康を損なうことが問題になりました。そこで出てきたのが「ガイドライン」です。

- ・体罰の根絶のために、平成 25 年に「運動部活動での指導のガイドライン」が策定されました。
- ・生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点から、平成 30 年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

2. ガイドラインの内容

平成 30 年のガイドラインには、学校部活動の長時間の練習における弊害を無くすために、以下のように適切な休養日を設けることが明記されています。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁵も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

このガイドラインに基づいて、学校部活動の活動を行うようになっていきました。

そして、「適切な休養日等の設定」を守ることは、令和 4 年に策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」でも、学校部活動、地域クラブ活動ともに求め

られているのです。

令和4年のガイドラインの策定の趣旨等には、以下のことが書かれています。

- 本ガイドラインは、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を示すものである。
- 学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。
その際、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

つまり、地域クラブ活動として登録する団体は、学校部活動の教育的な意義や役割を理解し、実践していくことが求められています。「適切な休養日等の設定」だけでなく、「参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する」などの事柄を守ることについても同様です。

ガイドラインについては以下のURLかQRコードより今一度ご確認ください。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm



3. R6年度以降のクラブ等の団体の選択について

ここまで記述してきた、ガイドラインの「適切な休養日等の設定」は、クラブチーム・スポーツクラブ等の活動を制限するために設けられたものではありません。しかし、日中体連及び県中体連主催の大会へ参加をする地域クラブ活動には適用が求められます。

そのため、クラブチーム・スポーツクラブ等の団体では、R6年度以降、概ね以下の2つから活動の方向性を選択することになると思います。

1. 地域クラブ活動として申請せずに、生徒の心身の健康に気を配りながらも、ガイドライン以上の活動をして、生徒の選手としての強化を目指す。

※選手は学校から（学校名で）大会に出場可能です。当該校の校長が認めた外部指導者による引率は可能です。

2. 地域クラブ活動として申請して、部活動の地域移行の受け皿として、生徒がバドミントンに継続して親しむことができる機会を確保するための団体として活動する。

※選手は地域クラブ活動から大会に出場できます。ガイドラインの「適切な休養日等の設定」に明記されている、『平日1日、土日どちらかで1日の休養日を設ける。1日の活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度とする。』を守って活動する。

申請を進めるにあたり、各団体でもう一度、自分たちのチームは何を目指して活動していくのかを確認していただきたいです。各団体におかれましては、部活動の地域移行という中学生の教育活動の一環を担う団体として、適切に判断・行動していただくよう、お願い致します。